

## ○退職等の場合における公務員宿舎の明渡しについて

〔 昭和 54 年 12 月 18 日  
蔵 理 第 4 7 3 4 号 〕

改正 平成 13 年 3 月 23 日財理第 1032 号  
令和 元年 7 月 5 日 同 第 2378 号  
同 2 年 12 月 18 日 同 第 4098 号

大蔵省理財局長から各省各庁官房長、各財務局長、沖縄総合事務局長宛

国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号。以下「宿舎法」という。）第 18 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事由により宿舎を明け渡さなければならない者（以下「退職者等」という。）に係る宿舎の明渡しについては、宿舎法の趣旨にのつとり適正に処理すべきであるが、一部に適正を欠くと思われる事例が見受けられたので、今後は下記の要領により取り扱うこととしたから、遺憾のないよう嚴重に措置されたい。

なお、昭和 41 年 4 月 25 日付蔵国有第 1336 号「退職、転任等の場合における公務員宿舎の明渡しについて」及び昭和 45 年 6 月 8 日付蔵理第 2427 号「退職、転任等の場合における公務員宿舎の明渡しについて」通達は、廃止する。

### 記

- 1 宿舎法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づく宿舎の明渡猶予の承認をする場合は、退職者等から具体的な明渡計画を求め、これを審査し、真にやむを得ない事情があると認められるものについてのみ相当の期間に限りこれを行うものとする。
- 2 猶予期間の満了する 1 月前に、退職者等に対し第 1 号様式による文書をもつて猶予期限までに宿舎を明け渡すことを請求するとともに、退職者等の退去の意思を確認するものとする。
- 3 猶予期限経過後なお宿舎に入居している退職者等（以下「明渡未了退職者等」という。）に対しては、猶予期限経過後直ちに第 2 号様式による文書をもつて宿舎を明け渡すことを請求し、宿舎明渡計画について照会するものとする。
- 4 猶予期限経過後 6 月ごとに、明渡未了退職者等に対し、第 3 号様式による文書をもつて宿舎を明け渡すことを請求し、宿舎の明渡未了理由、明渡計画等について照会するものとする。なお、合同宿舎にあつては明渡未了退職者等（宿舎法第 18 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、当該死亡した者）の勤務していた各省各庁の宿舎担当課長（当該明渡未了退職者等が独立行政法人に勤務していた者の場合には、当該独立行政法人を所管する各省各庁の宿舎担当課長）に対し、第 4 号様式による文書をもつて明渡しに係る協力要請を行うものとする。

- 5 明渡未了退職者等のうち特に悪質と認められる者に対しては、直ちに宿舎を明け渡すよう勧告するとともに、明け渡さない場合には、訴えを提起する旨の第5号様式による文書を、内容証明郵便により送付するものとする。
- 6 5による文書を送付した後3月を経過してもなお宿舎を明け渡さない者に対しては、速やかに明渡請求訴訟を提起するものとする。

第1号様式

(文書番号)  
令和 年 月 日

殿

(維持管理機関)

印

明渡猶予期限の到来について

貴殿が現在入居されている公務員宿舎については、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第18条第1項の規定に基づく明渡猶予申請書が提出され、令和 年 月 日付（文書番号）により、既にその承認がなされておりますが、来る令和 年 月 日に猶予期限が到来いたしますので、当該宿舎の明渡計画につき、下記担当者に至急御連絡いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

担当者

電話番号

第2号様式

( 文 書 番 号 )  
令和 年 月 日

殿

(維持管理機関)

印

公務員宿舎の明渡しについて

貴殿が現在入居している公務員宿舎は、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第18条第1項の規定に基づく明渡猶予期限（令和 年 月 日）を経過しているにもかかわらずいまだに明け渡されておりませんが、明渡猶予期限を越えて宿舎に入居することは、国家公務員宿舎法上認められておりませんので、早急に当該宿舎を明け渡してください。

なお、早急に当該宿舎を明け渡すことができない事情がある場合には、その具体的理由及び明渡予定時期について至急文書をもつて下記あて御連絡ください。

連絡先

( 文 書 番 号 )

令和 年 月 日

殿

(維持管理機関)

印

公務員宿舎の明渡しについて

貴殿が現在入居している公務員宿舎の明渡しについては、明渡猶予期限後相当の期間（ 年 月）を経過しているにもかかわらず、いまだに明け渡されておりません。このことは、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）上認められていないばかりでなく、宿舎の管理上重大な支障をきたすので、直ちに当該宿舎を明け渡すよう請求いたします。

また、当該宿舎を直ちに明け渡すことができない場合は、下記の書類を添え明渡未了理由等について至急文書をもって御連絡ください。

連絡先

記

- 1 明渡未了理由を疎明する書類
- 2 土地・自宅購入の場合は、売買契約書（写し）
- 3 自宅建設の場合は、工事請負契約書（写し）
- 4 病気の場合は、医師の診断書
- 5 その他明渡しが遅延せざるを得ないことを証明する書類

第4号様式

( 文 書 番 号 )  
令和 年 月 日

殿

(維持管理機関)

公務員宿舎の明渡しに係る協力要請について

当局管理に係る公務員宿舎（合同宿舎）の貸与を受けた者で、明渡猶予期限を経過してなお入居している下記の者に対し、別添（写し）のとおり当該宿舎の明渡しを請求したので、貴職においても当該宿舎の明渡しについて格別の御協力をお願いします。

記

住宅名	戸番	氏名	明渡猶予期限
-----	----	----	--------

第5号様式

(文書番号)

令和 年 月 日

(所在地)

(維持管理機関)

宿舍の明渡しについて

貴殿が現在入居されている公務員宿舍については、既に、国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第一百七号）第十八条第一項の規定に基づく明渡猶予期限（令和 年 月 日）を、相当長期間経過しているにもかかわらず、いまだに明渡しがなされておりません。

当該宿舍に引き続き居住されることは、国家公務員宿舍法上認められておりませんので、遅くとも令和 年 月 日までに、当該宿舍を明け渡して下さい。

明け渡しのない場合には、国家公務員宿舍法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号）

第二十五条第一項の規定に基づき、当該宿舍の明渡請求訴訟を提起することとなりますので、ご承知おきください。